

セカンドライフ Bridge 版



ご自身の将来に備えたい方



目的

無理せずしっかり

ためるふやす

ゆとりある生活資金



医療や介護のための資金



元本割れは回避したい

将来のためにコツコツ運用したい

ある程度まとまったお金を使ってみたい

定期預金 エース預金

NISA つみたて投資枠

NISA 成長投資枠



ご家族のためにも万が一に備えたい方

まとまったお金で万が一のことや認知症への備えをしたい

認知症年金保険

※お取扱いがない
ろうきんもございます

お金を運用することで、お金に長生きしてもらいましょう

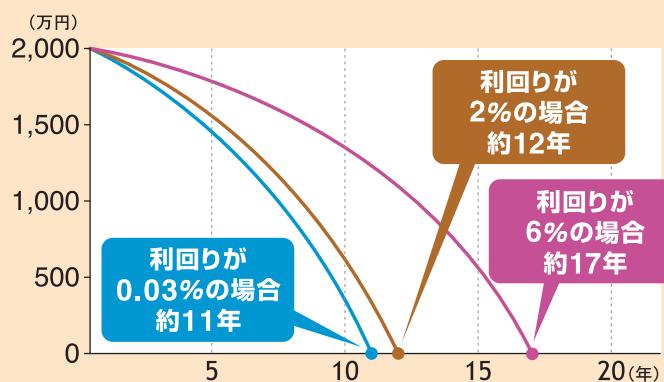
2,000万円の手持ち資金を、 毎月15.5万円^(※1)ずつ取り崩した場合

(課税前、複利)(※2)

※1…(公財)生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」中の老後を夫婦2人で暮らしていく上で必要と考える「老後の最低日常生活費」に「ゆとりのための上乗せ額」を加えたゆとりある老後生活費37.9万円より、厚生労働省資料「令和5年度の年金額改定についてお知らせします」中の「夫婦2人の公的年金受取額」月額約22.4万円を差引いて算出した毎月の不足金額(千円以下は切捨て)。

※2…2,000万円を一定の利回りで運用しながら一定金額を取り崩していくシミュレーションであり、特定の商品の運用成果を保証、示唆するものではありません。計算にあたっては1ヶ月複利計算、月額引出しにて計算しています。課税前、複利。

*運用に係る税金、費用などは一切考慮しておりません。



「資産形成」のキーワードは 「積立と節税」

2024年1月現在

定期預金 エース預金

預入れ金額(原則)

定期預金

1円～

月々の積立額(原則)

エース預金

1円～
1,000円～

●定期預金、エース預金ともに元本割れの心配がなく、預金保険制度(ペイオフ)の対象となります。

●エース預金は積立を基本※として、必要な時には積立を継続しながら払戻しができます(一部または全部)。

※随時入金も可能

「充実したセカンドライフ資金を確実に蓄えたい」と考えている方にオススメの商品です。



認知症 年金保険

※お取扱いがない
ろうきんもございます

- 認知症という不測の事態にそなえておきたい
- 万一の場合にそなえておきたい
- 将来必要な資金にそなえたい
- 相続のために準備したい

NISA つみたて 投資枠

併用可

月々の投資額

5,000円～

- 投資額年間120万円までの売却益、収益分配金等が非課税になります(最大1,800万円)。
- いつでも全部売却・一部売却が可能。また、インターネットバンキング投資信託なら24時間365日お申込可能(メンテナンス時を除く)。

ろうきんNISAスペシャルサイトをご利用ください。

詳細な情報や積立シミュレーションなど
役立つコンテンツを掲載しています。



※ろうきんの「投資信託(定時定額買付)」月5,000円からご契約が可能です。

「運用してみたいけど、一括した
投資はちょっと…と考える方に
オススメの資産運用方法です。」

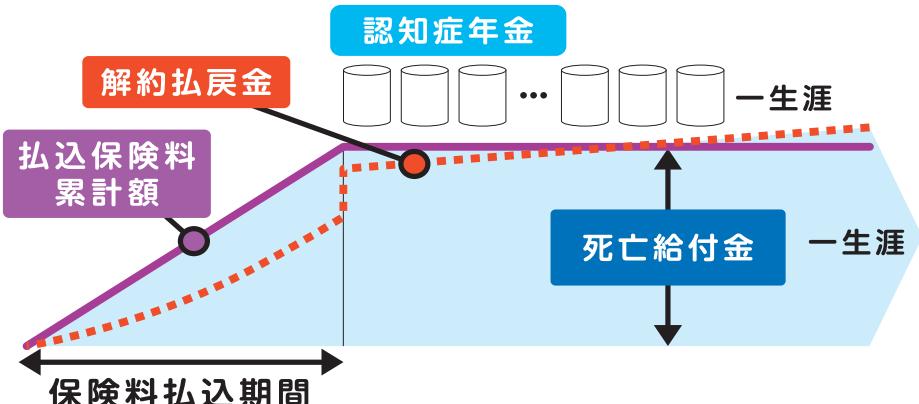
「つみたて投資枠」対象商品の契約によって、毎月一定の金額を投資しつつ、その売却益、収益分配金等を非課税とすることができます。また、いつでも全部売却・一部売却が可能です。インターネットバンキング投資信託のご利用には、「ろうきんダイレクト」のご契約が必要となります。

「余裕資金で、自分で考えて
投資したい」と考えている方に
オススメの資産運用方法です。

投資額の年間上限が120万円の「つみたて投資枠」に比べると、年間投資額を大きく設定できるため、まとまった資金を一括で投資ができます。



〈認知症年金保険のイメージ図〉



※平準払保険には、毎月の保険料払込にかえて全期前納の取扱いがある保険商品があります。
※全期前納扱いは、保険料払込の全期間分の保険料を契約時にまとめて支払う方法です。

2024年1月より 新しいNISA制度に 変更されました



NISA制度の概要
(2024年1月から適用)

つみたて
投資枠

併用可

成長
投資枠

非課税保有期間

無期限

年間投資上限額

合計360万円

120万円

240万円

非課税保有限度額
(累計の投資上限額)

1,800万円

(成長投資枠はうち1,200万円まで)

口座開設期間

恒久

投資対象商品

長期の積立・分散投資
に適した一定の
投資信託^(※1)

投資信託・上場株式等
(※2)(※3)

売却した場合の
取扱い

年間投資上限額の再利用は不可だが、
非課税保有限度額の再利用が可能

対象年齢

その年の1月1日において18歳以上

購入方法

積立

積立・一括

※1 「つみたて投資枠」の取扱商品は、現行の「つみたてNISA」の取扱商品を引継ぎます。

※2 ①整理・監理銘柄 ②信託期間 20年末満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除外。

※3 ろうきんにおいて上場株式の取扱いはございません。

ゆとりある老後の生活費

日本人の平均余命は年々伸び続けています。老後の主な生活費を退職金や公的年金のみに頼った場合、「ゆとりある老後」をおくることは難しそうです。自分らしく老後を過ごすためには、早くから自助努力による資産形成が必要です。

◎ ゆとりある老後をおくるためにには(夫婦お2人の場合)

$$\text{ゆとりある老後を}\newline\text{おくるための平均月額} - \text{公的年金月額} = \text{不足額}\newline\text{約 } 37.9 \text{ 万円} - \text{約 } 22.4 \text{ 万円} = \text{15.5 万円}$$

出典:※1 [公財]生命保険文化センター「令和4年度生活保障に関する調査」

※2 厚生労働省「令和5年度の年金額改定についてお知らせします」

★ご参考

60歳時点での平均余命*



24.02歳



29.28歳

* 平均余命 各年齢の者が平均的に見て、今後何年生きられるかという期待値を表したもの。

資料:厚生労働省「令和3年簡易生命表の概況」より

投資信託についてのご注意

(投資信託のリスク) ●投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とし、投資元本が保証されていないため、当該資産の市場における取引価格の変動や為替の変動等により、基準価額は変動します。よって、元本および収益金が保証されておりません。

(投資信託に関する諸費用) ●投資信託は、申込時に「購入時手数料」、換金時に「信託財産留保額」および「換金手数料」、運用期間中は「運用管理費用(信託報酬)」および「その他の費用(監査報酬等)」などがかかります。ただし、これら費用は各ファンドにより異なりますので、料率、上限額等を表示することができません。必ず、各ファンドの目論見書等でご確認ください。

(その他の重要事項) ●投資信託は、預金保険の対象ではありません。労働金庫で取扱う投資信託は、投資者保護基金(※)の対象ではありません。投資信託は、預金ではなく、元本の保証はされていません。

●投資信託の取扱いは労働金庫が行いますが、投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。●投資信託をご購入の際には「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」をご確認のうえご自身でご判断ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」および「目論見書補完書面」は、労働金庫の投資信託取扱店舗をご用意しております。ただし、インターネットバンキング専用ファンドについては、インターネットによる電子交付となります。●投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの規定の適用はありません。(※)投資者保護基金とは、証券会社の経営が破綻したとき、顧客に対する支払いの保証をする制度です。

NISA制度についてのご注意

●同一の勘定設定期間に開設できるNISA口座は全ての金融機関を通じてお一人様1口座です(金融機関の変更等を行った場合を除く)。●2023年までのNISAでは、「つみたてNISA」と「一般NISA」が選択制でしたが、2024年以降のNISA制度では、つみたて投資枠と、成長投資枠の併用が可能です。

●NISA口座内の取引により損失が発生した場合、特定口座等他の株式投資信託等の取引と損益通算することはできません。また、繰越控除することもできません。●投資上限額には手数料を含めません。●約定金額(基準価額×口数)がつみたて投資枠年間120万円、成長投資枠年間240万円、合計最大年間360万円まで投資することができます。●非課税保有限度額は、全体で1,800万円(うち成長投資枠は、1,200万円)です。●分配金を受け取る場合は非課税ですが、分配金再投資時において、投資上限額を超えた場合は課税扱いになります。●すでに保有している投資信託をNISA口座に移管することはできません。●非課税投資枠の未使用額を翌年以降へ繰越すことはできません。●非課税保有限度額の再利用はできますが、年間の非課税投資枠の再利用はこれまでと同じくできませんのでご注意ください。●投資信託等における分配金のうち、特別分配金は非課税であり、税法上のメリットを享受できません。また、分配金の再投資を行う場合には、非課税投資枠が消費されます。●つみたて投資枠により買付した投資信託の運用管理費用(信託報酬)等の概算値を原則として年1回通知いたします。●基準経過日(NISA口座に初めて積立投資枠を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以降5年を経過した日との日)にお名前・ご住所について確認を行います。確認期間(基準経過日から1年を経過する日までの間)内に当該確認ができない場合には、新たにNISA口座への投資信託等の受入れができなくなる可能性があります。●金融機関によって、取扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは、異なります。労働金庫では、税法上の株式投資信託のみ取扱っています。●2024年以降のNISA制度においては、つみたて投資枠の投資対象商品は2023年までのNISA制度におけるつみたてNISAの投資対象商品と同じですが、成長投資枠の投資対象商品は一般NISAと異なりますのでご注意ください。

認知症年金保険についてのご注意

●認知症年金保険商品の取扱いのない金庫もあります。●保険商品は預金ではなく、元本を保証する商品ではありません。●商品種類によっては、積立金額・年金額・解約払戻金額等が払込保険料を下回る場合があります。●預金保険法第53条に規定する保険金支払いの対象となりません。●生命保険契約者保護機構による補償の対象となります。万一、引受保険会社が破綻した場合には、生命保険契約者保護機構の保護措置が図られます。ご契約時にお約束した保険金額・給付金額・年金額等が削減されることがあります。●保険契約にご契約いただくか否かが、労働当庫におけるお客さまとの他の取引(預金・融資等)に影響を与えることはありません。●保険募集が可能な範囲・条件などに関する法令を遵守するために、お客さまの勤務先等の確認をさせていただく場合があります。●商品によっては、被保険者に健康状態等について告知をしていただく必要があります。また、被保険者の健康状態等によりご契約いただけない場合等があります。なお、労働当庫の担当者(保険販売資格をもつ募集人)には告知受領権がありませんので、担当者に口頭でお話されても告知していただいたことにはなりません。●ご検討にあたっては、商品の詳細等について各商品のパンフレット、契約概要・注意喚起情報、ご契約のしおり・約款等でご確認ください。●保険のお申込みに際しては必ず、保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。くわしくは、取扱窓口までお問合せください。

〈ろうきん〉の全国ネットワークお問合わせ一覧

金庫名	TEL	登録金融機関番号
北海道労働金庫	0120-510-926	北海道財務局長(登金)第38号
東北労働金庫	0120-1919-62	東北財務局長(登金)第68号 (青森・岩手・秋田・山形・宮城・福島)
中央労働金庫	0120-86-6956	関東財務局長(登金)第259号 (茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨)
新潟県労働金庫	0120-191-880	関東財務局長(登金)第267号
長野県労働金庫	0120-606-150	関東財務局長(登金)第268号
静岡県労働金庫	0120-609-123	東海財務局長(登金)第72号
北陸労働金庫	0120-3939-41	北陸財務局長(登金)第36号 (富山・石川・福井)

最寄りのろうきんはコチラで検索

金庫名	TEL	登録金融機関番号
東海労働金庫	0120-226-616	東海財務局長(登金)第70号 (愛知・岐阜・三重)
近畿労働金庫	0120-191-968	近畿財務局長(登金)第90号 (滋賀・奈良・京都・大阪・和歌山・兵庫)
中国労働金庫	0120-86-3760	中国財務局長(登金)第53号 (鳥取・島根・岡山・広島・山口)
四国労働金庫	0120-505-690	四国財務局長(登金)第26号 (徳島・香川・愛媛・高知)
九州労働金庫	0120-796-210	福岡財務支局長(登金)第39号 (福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島)
沖縄県労働金庫	0120-602-040	沖縄総合事務局長(登金)第8号

※ 本資料は作成基準日現在の法令等に基づいて作成しております。今後、関連法令等の改正が行われた場合、内容等が変更になる可能性があります。